

## 学生留学規程

運営委員会

平成23年4月1日制定

(目的)

**第1条** この規程は、愛知東邦大学学則第31条の2第2項に基づき学生の外国留学に関する事項について定める。

(留学の定義)

**第2条** この規程における「留学」とは、外国の大学又は短期大学において、半年または1年(本学の1セメスターまたは2セメスターに相当する期間)、学修することをいう。

(留学の資格)

**第3条** 留学できるものは、本学に半年以上在学し、留学の目的及び計画が適切である者とする。

(出願の手続き)

**第4条** 留学を希望する者は、所定の留学願を当該学部長までに提出しなければならない。

2 前項の留学願には、所定の留学計画書、留学先大学等の入学許可書(写し)のほか、国際交流委員会が求める書類を添えなければならない。

(留学の許可)

**第5条** 留学の許可は、学生が在籍する学部の教授会の意見を聞いて、学長が決定する。

(留学期間)

**第6条** 留学期間は、半年または1年(本学の1セメスターまたは2セメスターに相当する期間)とし、本学の修業年限に算入する。

2 1年を越えて留学する場合には、当該超過期間は本学の修業年限には算入せず、原則として休学扱いとする。

(学納金)

**第7条** 第5条の規定による留学の許可を得た学生(以下、留学生という)は、留学期間中も授業料その他学納金を納入しなければならない。

(奨学金)

**第8条** 奨学金の給付は、留学特別奨学金規程による。

(留学終了の手続き)

**第9条** 留学を終えて帰国した時は、直ちに所定の留学終了届を提出しなければならない。

(単位の認定)

**第10条** 留学生が留学中に履修した授業科目を、本学において単位認定を受けようとする時は、次の書類を教務委員会に提出しなければならない。

(1) 単位認定願(本学所定の様式)

(2) 留学先大学又は短期大学が発行する当該科目の成績証明書あるいはそれに代わる文書

(3) 当該科目の時間数及び単位数を証明する文書

(4) 留学先大学又は短期大学の授業概要（シラバス）のほか、単位認定判定に必要な資料

2 単位認定は留学先大学又は短期大学における実質的履修時間数等を考慮して行なう。

3 認定する単位数は30単位を限度とする。

(雑則)

**第11条** この規程に定めるものの他、この規程の施行に関し必要な事項は、国際交流委員会が定めるものとする。

#### 附則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規程は、改正（第2条、第6条）により平成20年2月13日から施行する。

3 この規程は、改正（第1条、第2条、第5条、第9条、第10条）により、平成21年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成23年4月6日開催の全学協議会決議によって、制定権限が全学協議会に変更されたことに伴い、制定機関を全学協議会と変更して、平成23年4月1日から施行する。

5 この規程は、改正（第1条、第4条、第5条、第11条）により平成27年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。

7 この規程は、改正（第2条、第8条）により令和元年5月29日より施行する。

8 この規程は、改正（第2条）により令和元年10月8日より施行する。